

集落で行う

大雪災害に対する事業を支援します

地域コミュニティ交付金 【災害対応】

集落や自治会で実施する、大雪災害に対する地域内の倒木、倒竹の除去などに取り組む場合も交付金の対象とします。

●交付対象

集落や自治会

※令和4年度中に別事業で交付を受けた集落等も対象

●交付額

世帯数に関わらず対象経費に対して
上限20万円（交付率10/10）

●対象事業

令和4年12月の大雪災害に対して実施する災害復旧を目的とした事業

※災害対応の事業のみ実施期間は令和5年3月末まで

※申請前に実施した事業も対象。ただし経費がわかる書類があること。

●対象経費

交付対象事業にかかる経費

伐採費、運搬費、処分費、
消耗品、活動謝礼、保険料、
委託料、手数料、燃料費、
備品購入など

（活動に関係ない支出は対象となりません。）

例えばこんな事業…

- 地域内の倒木・倒竹の伐採、運搬、処分
- 地域内の除雪支援 など

※上記の記載の事項以外については、通常の佐渡市「地域コミュニティ交付金」のご案内に準じます。

申請
お問い合わせ

佐渡市役所 各支所・行政サービスセンター
(地域支援係) まで

- | | |
|----------------------------------|---------------------------------|
| ●両津支所 (電話 0259-27-2111) | ●相川支所 (電話 0259-74-3111) |
| ●佐和田行政サービスセンター (電話 0259-57-2111) | ●金井地域センター (電話 0259-63-3843) |
| ●新穂行政サービスセンター (電話 0259-22-3111) | ●畑野行政サービスセンター (電話 0259-66-3111) |
| ●真野行政サービスセンター (電話 0259-55-3111) | ●小木行政サービスセンター (電話 0259-86-3111) |
| ●羽茂支所 (電話 0259-88-3111) | ●赤泊行政サービスセンター (電話 0259-87-3111) |